

慶弔処理規則

清和台自治会員の慶弔事項に関する取り扱いを以下の通りとする。但し法人会員で清和台非居住者は除く。

1. 手続

該当の事例が生じ当該会員関係者より所定様式による連絡を受けた場合、班長は理事に、理事は事務局（勤務時間内）に、届ける。事務局書記の勤務時間外で、緊急を要するとき（告別式などで会館利用を必要とするときなど）は福祉・保健部長（または、部員）に直接連絡し、処置を求める。

2. 内容

(1) 結婚の場合

会員またはその家族が結婚したときは、本人の申告（所定用紙）により、1件5,000円のお祝金を支払う。届け出た理事がお祝金を事務局より受取り班長に渡し、班長は当該会員に届ける。

(2) 新生児誕生の場合

会員またはその同居家族に新生児が誕生したときは、会員またはその同居家族の申請（所定用紙）により一人につき5,000円のお祝金を支払う。届け出た理事がお祝金を事務局より受取り班長に渡し、班長は当該会員に届ける。

(3) 死亡の場合

- ①会員またはその同居家族が死亡したときは、家族などの申告（所定用紙）により1件5,000円の香料を支払う。
- ②告別式などに自治会を代表して当該地区副会長が会葬する。なお、式が清和台居住区外で行われるときは原則として弔電のみとし、届けを受けた事務局書記は当該理事に香料を渡す。
- ③同居していない家族の告別式が、清和台居住区内で行われる場合は、前2項の対象とする。

(4) 結婚、新生児誕生、死亡共通

- ①広報紙などにより、全会員に速報し慶弔意を表す。
- ②当該事例について、1年以上経過の場合は対象外とする。

3. この規則の改廃手続は福祉・保健部が担当し、役員会の承認を経て総会において決議する。

昭和63年 4月 1日 実施
平成11年 4月 1日 実施
平成11年10月17日 改正

平成 15 年 4 月 20 日 改正
平成 17 年 4 月 17 日 改正
平成 18 年 4 月 19 日 改正
平成 21 年 4 月 19 日 改正
平成 25 年 4 月 21 日 改正